



2017年3月27日

群馬県とセブン - イレブン・ジャパンが 『群馬県地域見守り活動に関する協定』を締結

地域で支援を必要としている方の見守り活動を通じて安全・安心な街づくりを推進

株式会社セブン - イレブン・ジャパン（東京都千代田区、代表取締役社長：古屋 一樹）は、2017年3月27日（月）、群馬県（大澤 正明知事）と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として、『群馬県地域見守り活動に関する協定』を締結いたします。

本協定は、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、群馬県とセブン - イレブン・ジャパンが連携・協力して、地域で支援を必要としている方の見守り活動を通じて安全・安心な街づくりを推進していくものです。

セブン - イレブン・ジャパンは今後も地域社会との連携を深め、商品・サービスの提供だけでなく、地域拠点としての店舗づくりを推進してまいります。

記

1. 協定の名称 『群馬県地域見守り活動に関する協定』
2. 協定締結日 2017年3月27日（月）
3. 協定の趣旨
高齢化や人口および世帯人数の減少が進む中、群馬県とセブン - イレブン・ジャパンが連携し、高齢者等の見守り活動を通じた、安全で安心して生活することができる社会の実現を目指して街づくりを推進してまいります。
4. それぞれの役割（一例）
 - 群馬県の役割
 - ・各市町村に対し本協定の趣旨を周知するとともに、市町村等における地域見守り活動に関する取り組みの円滑な実施を図るために必要な支援を行う。
 - セブン - イレブン・ジャパンの役割
 - ・店舗営業時やお届けサービスの中で、地域で支援を必要としている方の見守り活動を実施し、異変を察知した際は各市町村に連絡・報告をする。
5. 店舗数
セブン - イレブン 群馬県内：456店舗、 全国：19,422店舗

（2017年2月末現在）

以上

ご参考①

群馬県地域見守り活動に関する協定書

株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「甲」という。）と群馬県（以下「乙」という。）は、地域における見守り活動（以下「事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（前提）

- 1 甲は、直営方式又はフランチャイズ方式による、年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン・イレブン店（以下、「セブン・イレブン店」といい、直営方式のセブン・イレブン店を「直営店」、フランチャイズ方式のセブン・イレブン店を「加盟店」という。）を展開しており、群馬県内の直営店及び乙の推奨に応諾して事業への参画に同意する加盟店（以下、これらのセブン・イレブン店を総称して「対象店舗」という。）において、第3条に定める活動を執り行うものであることを乙は確認する。
- 2 乙は、加盟店が甲と別途独立した経営主体であることを十分に理解した上で、以下のとおり合意するものである。

（目的趣旨）

- 第1条 この協定は、第3条に定める活動を直営店については自ら行い、加盟店については推奨することにより、甲と対象店舗が協力して事業に参画し、高齢者等の地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、見守り活動を行うことにより地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 この協定は、前項の目的を達するため、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象地域）

- 第2条 この協定の対象地域は、群馬県のうち甲及びセブン・イレブン店が日常的に業務を行う地域とする。

（活動内容等）

- 第3条 対象店舗は、日常の業務の範囲内において、次に掲げる事案など住民の異変を発見した場合には、必要に応じてその状況等を、別途乙が提供する市町村の連絡先（以下「市町村連絡先」という。）報告するものとする。
 - （1）新聞や郵便物等が郵便受けや玄関等にたまっている等、家の様子が明らかにいつもと違う。
 - （2）庭やベランダの洗濯物が、数日間干したままである等、家の様子が明らかにいつもと違う。
 - （3）カーテンが数日間閉められたままである等、家の様子が明らかにいつもと違う。
 - （4）ひとり暮らしの高齢者等が、留守でないと思われるのに、訪問時の声かけに応答がなく、配達物等がそのままになっている。
 - （5）ひとり暮らしの高齢者等と約束した時間に訪問したが、訪問時の声かけに応答がない。電話等でも連絡がつかず、再度の訪問でも応答がない。
 - （6）来店した高齢者等に認知症が疑われるなど、明らかにいつもと様子が違う。
- 2 対象店舗は、発見した異変が社会通念上緊急の措置を要すると判断した場合は、前項の対応とあわせ、直接警察又は消防に通報するものとする。
- 3 前二項の取組みに係る経費は、対象店舗の負担とする。
- 4 乙は各市町村及び関係機関に関してこの協定の趣旨を周知し、対象店舗の活動が円滑に実施できるよう支援するものとする。

（公表）

- 第4条 乙は、甲の名称等を見守り協力者として、乙のホームページ等により公表する。ただし、甲が公表を希望しない場合は、この限りでない。

（免責）

- 第5条 乙は、第3条第1項及び第2項の規定による連絡ができなかった又は遅れた等の理由により、当該住民等に生じた問題について、対象店舗がその責任を一切負わないことにつき、予め確認・承諾する。

(個人情報の保護)

第6条 甲及び対象店舗は、事業に関して知り得た個人情報を、事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この協定が終了した後においても同様とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日とする。ただし、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(解約)

第8条 前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、3ヶ月前までに相手方に書面により申し入れることにより、この協定を終了することができる。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月27日

甲 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 古 屋 一 樹

乙 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県知事 大 澤 正 明

■『高齢者等の支援に関する（見守り）協定』（個別協定）締結状況

（2017年3月26日現在）

セブン - イレブン・ジャパン : 全国約 340 自治体で締結

【都道府県】 1 都 1 府 23 県

【市町村】 315 市区町村（1 都 1 府 1 道 25 県）

■セブン - イレブンのお届けサービス「セブンミール」の概要

①サービスの内容

毎日のお食事の準備に不便を感じている方や、健康に配慮したいと思われる方へ、事前にお届けするカタログまたは WEB カタログからご注文いただくことで、味や品質にこだわった商品を提供するセブン - イレブンのサービスです。

商品のお受取りは「ご自宅等へのお届け」もしくは「セブン - イレブン店舗での受取り」をお選びいただけます。ご注文税込 500 円以上からお届け無料。

※税込 500 円未満のご注文はお届け料税込 123 円でお届けいたします。

※全国の約 14,400 店舗で展開。一部店舗では実施していません。

②サービスの特徴

高齢化社会の進行や単身世帯の増加、女性の就業率の向上等、社会環境が大きく変化している中、日々のお買い物に不便を感じている方や健康管理に気をつけている方へ、管理栄養士の監修により健康に配慮した商品を「1 日分より」「年中無休で」「ご注文の翌日に」ご提供しています。

③会社概要

- 社 名 株式会社セブン・ミールサービス
- 代 表 者 代表取締役社長 田村 清一
- 設 立 2000 年 8 月 7 日（同年 9 月 4 日営業開始）
- 資 本 金 3 億円
- 事 業 内 容 セブン - イレブンのネットサービスの企画・運営等
- サービスエリア セブン - イレブンの出店地域（店舗周辺）※一部店舗を除く

④商品の一例

□管理栄養士が監修し、野菜の使用量やカロリー、塩分に配慮した「おまかせ御膳（旧日替り弁当）」473 円（税込 510 円）や「すこやか膳（旧お惣菜セット）」473 円（税込 510 円）が人気。

□上記商品以外にも、セブンプレミアムやカット野菜、お米やペットボトル飲料等、約 2,000 品目を品揃え

○セブン・ミールサービスのホームページ <http://www.7meal.jp/>

以 上